

# 落札者決定基準

マイナンバーカード出張窓口等業務委託

(令和6年7月～令和8年6月)

令和6年2月

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

## 1 はじめに

### (1) 基本的な考え方

「マイナンバーカード出張窓口等業務委託（令和6年7月～令和8年6月）」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、マイナンバーカード出張窓口等業務委託（令和6年7月～令和8年6月）仕様書で示す業務委託の実施についての企画提案書（以下「企画提案書」という。）の評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用する。

### (2) 本書の位置付け

本書は、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者に対して、技術点及び価格点を付与し、マイナンバーカード出張窓口等業務委託の落札者を決定するための基準を定めるものである。

## 2 審査・評価機関等

### (1) 審査・評価機関

本調達に係る提案書の評価については、マイナンバーカード出張窓口等業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）で実施する。

### (2) 審査・評価の方法

審査委員会は、提案書が仕様書及び提案書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点を付与する。

## 3 評価項目及び最高点

技術点の評価項目及び最高点並びに価格点の最高点については、表1のとおり設定する。

表1 評価項目及び配点

評価項目		最高点
技術点	1 取組方針	50
	2 業務実績	100
	3 業務準備計画	50
	4 出張窓口	200
	5 広報の提案	200
	6 コールセンター・予約サイト	100
	7 その他の委託業務	100
小計		800
価格点	8 入札価格	200
合計		1,000

#### 4 技術点の評価方法

##### (1) 目的

本市が設定した提案項目について、本調達を目的を理解したうえで本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

##### (2) 評価方法

提案書の提案内容について、表2の基準により提案項目単位に絶対評価で評価し、「5技術点の算出方法」に基づき点数を算出する。なお、「企画提案書作成要領」に従わない提案については、失格とし評価を行わない。

また、入札価格が予定価格を超える場合もその時点で失格とし技術点の評価を行わない。

表2 提案書の評価及び配点割合

評 価	配点割合
高評価	100%
∫	∫
記述なし	0%

#### 5 技術点の算出方法

設問の重要度に応じて配点を設定し、評価者の合計から平均点を算出し、当該点数「平均点 (X)」を技術点とする。ただし、各設問における個々の配点については公開しない。

なお、有効数字については小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位の値を四捨五入するものとする。

#### 6 価格点の算出方法

入札価格に応じて、0点から200点の価格点を付与する。

価格点の算出方法は、公開しない。

#### 7 落札者の決定方法

##### (1) 落札者

前記5で算出した技術点と前記6で算出した価格点の合計が最も高い入札者を落札者とする。

##### (2) 同点の場合について

技術点と価格点の合計が、最も高い入札者が2人以上ある場合は、次の順序で落札者を決定する。

- ① 技術点が高い者を落札者として決定する。
  - ② 技術点及び価格点と同点の場合は、入札価格が低い者を落札者として決定する。
  - ③ 技術点及び価格点と同点で、かつ、入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。このとき、くじを引かない入札者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 入札者が1者の場合について
- 入札者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。